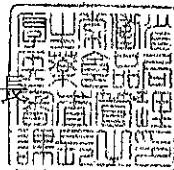


薬食審査発 0811 第 3 号  
平成 22 年 8 月 11 日

都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬食品局審査管理課



希少疾病用医薬品の指定について

薬事法（昭和 35 年法律第 145 号）第 77 条の 2 第 1 項の規定に基づき、  
希少疾病用医薬品が下記のとおり指定されたので、通知する。

記

1. 指 定 番 号：(22 薬) 第 231 号

医 薬 品 の 名 称：Canakinumab

予定される効能、効果又は対象疾患：2 歳以上の次のクリオピリン関連周期性症候群家族性寒冷自己炎症症候群、マックル・ウエルズ症候群、新生児期発症多臓器系炎症性疾患

申 請 者 の 氏 名：ノバルティス ファーマ株式会社

2. 指 定 番 号：(22 薬) 第 232 号

医 薬 品 の 名 称：KW-0761

予定される効能、効果又は対象疾患：CCR4 陽性の成人 T 細胞白血病リンパ腫

申 請 者 の 氏 名：協和発酵キリン株式会社

